

駿河国大岡莊の領主権と政治的・文化的位置

杉 橋 隆 夫

はじめに

駿河国大岡莊の莊域は、現在の静岡県沼津市街地から、大岡・岡宮辺りを中心に、北は裾野市桃園・大畑付近に至る愛鷹山東南麓一帯、黄瀬川右岸までの広大な地域に比定される。本莊の莊号は平安末期から見え、かつてこの地に存在した大野牧・岡野牧という官牧が莊園化したものと考えられているが、他方、牧としての機能も長く保持され、鎌倉時代に至つても、なお大岡牧と称される場合があつた。

この大岡莊（牧）は、まず、鎌倉幕府の初代執權北条時政の後妻、牧の方の故地として以前から知られていたが、先年私は、『静岡県史』の執筆を契機としてこの問題をあらためて考え直し、(1)牧の方は、従来考えられてきたような東国の在地領主の娘などではなく、池禪尼（平清盛の義母・頼盛の実母）の姪にあたり、院近臣家の出身であつた、(2)その意味で、牧の方の政治的基盤は京都にあり、北条時政との関係も平治の乱以前にさかのぼる可能性がある、(3)したがつて、平治の乱敗戦による源頼朝の伊豆国配流の意味も、池禪尼—牧の方—北条時政という人脈とのかかわりにおいて理解されなければならない、(4)こうした牧の方との関係は、元來、北条氏の庶流から身を起こした時政の行動に甚大な影響をもたらし、その後の執權政治の展開にも影を落とす結果になつた、等々を論じ⁽¹⁾、幸いにして学界における大方の承認を得たと考えている（後述）。

一 牧の方と大岡莊

加えてごく近くには、『沼津市史』の叙述にあたり、牧の方や牧一族、そうして大岡莊の性格について、若干の新知見を追補することができた。⁽²⁾

大岡莊にかかるもう一つの重要な研究テーマは、上級領主権の所在に関するである。平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、同莊の領家が平頼盛（池大納言と称す）であつた事実は動かないものの、それ以前、(1)立莊後間もない頃の領主、あるいは、(2)頼盛の領有とほぼ同時期における本家職の帰属、をめぐつては、とかく異論があり、確定を見ないまま近時に至つてゐる。しかし『沼津市史』にかかる考察には、鎌倉幕府莊郷地頭制ないしは没官領地頭の成立とも密接に関係するこの課題を回避することは許されない。結果、(1)を閑白藤原師通と解し、摂閑家領大岡莊は母の源麗子によつて日吉社に施入されたとする理解の根拠を否定し、(上級)領主権の推移について、ある程度の見通しを立て得たと思う。しかしながら残念なことに、自治体史の一節という叙述の制約上、殊に上記二テーマに絞つて文を進めたのではないし、詳しい論証を割愛した部分も少なくない。ここに機会を得て、下文にいささか詳しく説明を施したい。

平内乱以前から交流があつたが、それは、杉橋が推測するような時政と牧の方の成婚というような関係ではなく、「全盛の平氏を後ろ盾とする（貴族である）牧氏に対し、北条氏が奉仕する（へりくだる）、という体のものであった」^④、ないしは、(2)拙稿が提示した牧の方の年譜シミュレーションには「無理を感じざるを得ないが、時政と牧の方との婚姻の時期が頼朝挙兵以前であることについては間違いない」^⑤とする論評もあるが、いずれにしても牧の方の出身や系譜上の位置にかかる卑見は、そのまま諒解されている。(1)の場合でも、内乱以前に牧氏と北条氏との間に濃密な関係が存在したこと自体は認めており、したがって、牧氏を介して源頼朝の伊豆配流の意味を忖度した私の意図は、ほぼ達せられたと思う。(2)が疑問を投げ掛ける「年譜」は、もとより乏少な事実を基に試みたシミュレーションにすぎない。さまざま意見が寄せられ、より合理的な理解に到達できれば幸いである。

その他、牧宗親を牧の方の「兄弟」とする『吾妻鏡』の系譜・世代観と、宗親を「父」、時親を同腹の「兄弟」とする『愚管抄』の認識との間に、確かに齟齬するところがある。^⑥あるいは、主要論拠の多くを『吾妻鏡』の地の文や系譜・系図類など、後世の編纂物に拠りながら、『愚管抄』の記事を否定して牧氏^{II}在地領主説の復権をはからうとする動きがごく一部にあるようだが、とうてい従えない。後年、大岡荘の領主平頼盛（牧宗親の主家）から大半の所領を相続して池家を代表する存続となつた子息光盛が、『愚管抄』の著者慈円に親炙し、同書執筆にさりとしての情報提供者であつた事実はつとに知られており、この場合『愚管抄』の史料的価値は、たんに同時代史料というだけでなく、平頼盛とその周辺、所領に関するもつとも良質にして精確な知見が盛り込まれたところにあると評価されねばならない。さらに付言すれば、牧宗親やその子孫の在地性をいかに強調しようとも、牧の方・宗親らの「出身」を

問うのとはおのずから別問題であることはいうまでもない。

結局、名にし負う慈円の悪文ではあるが、『愚管抄』の一節（巻第六）に「其（牧の方の父）宗親、（平）頼盛入道ガモトニ多年ツカ（仕）イテ、（その功により、頼盛が宗親に、みずから領家職を保有する）駿河国ノ大岡ノ牧ト云所ヲシラセケリ（知行させた）」とあるのを、そのまま素直に理解すればよいのである。そして大岡牧において宗親が帯びた職名は、同牧預託の経過、および宗親には娘婿にあたる北条時政が地頭であつた事実^⑧を併せ考へると、領家と下司・地頭などの在地領主との中間に位置する預所職と見るのが妥当であろう。こうして宗親は現地に下向したか、あるいは拠点を構え、かかる地縁が契機となつて、その娘（牧の方）と時政の婚姻が成立したのである。

加えて近年、叙上の小論を承け、国文学研究の方面からも歌集『閑谷集』の作者を牧氏の一族に宛てる新説が現れた。^⑨該作者については、「平頼盛と牧氏、北条氏の三者に關係のあるかなり有力な人物」とする推論が以前から行われていたが^⑩、京都を「故郷」とする作者の父で、建久五年（一一九四）十一月二十二日に都で他界した人物を牧四郎国親と特定したことの意義は大きい。牧国親は『鎌倉年代記』に初期（建久三年以来）の「京都守護」として所見するものの、他に実在の明徵を見出せないのは残念だが、国親の前後に配された一条高能・土肥実平・三条有範・中原親能などは、その順番と時期はともかく、何れも実在の人物であつて、高能の父一条能保や中原親能が京都守護であつた事実は斯界に異論がないし、三条有範は在京御家人として著名な五條有範を意味すると考えられる。土肥実平は平氏追討に参戦しただけでなく、源頼朝の代官的存在として京都に駐留したこともある。こうしてみると、彼らはいずれも京都守護、ないしは後世京都守護と混同されやすい立場にあつた人物であり、牧国親に関してもそうした人間の一人として承認してよ

いのではなかろうか。

とすれば、三郎宗親・四郎国親とする排行の点から、『閑谷集』の作者は宗親の甥、牧の方にとつては従弟に比定される。改めて同歌集を概観すると、前述のように京都を「故郷」と恋うこの人物は、源平内乱期には加賀・但馬に移り住み、やがて文治元年（一一八五）からは駿河国大畠に庵を結んだと知れる。同所で法会を営み、近隣を盛んに徘徊して歌を詠み、京都を往還しては西伊豆・南伊豆の地名を多量に詠み込んだが、この大畠こそ大岡荘域内の地名で、現在も裾野市大畠として名残を留めている。であれば、彼が大畠に庵を構えた契機が宗親との縁によること疑いを容れず、大岡荘と牧氏、それぞの関係とありさまは、従来とは相当異なるかたちで、しかも具体的にわれわれの眼前に映像を結ぶ状況となつたといえる。

今後『閑谷集』の精査により、大岡荘とその周辺の実相がますます鮮明に掘り起こされるであろうが、以上に紹介した事項からだけでも、大岡荘が京都との頻繁な往還や法会・歌会の開催を随伴する土地柄であつた趣が十分に読み取れる。近年の発掘成果からも、荘内の大畠地区からは、平安末～鎌倉期の建物跡・小鍛冶跡が確認され、多数のかわらけ・陶器類に混じつて十二世紀代を中心とした中国産陶磁器他が発見されている。⁽¹²⁾ 総じて大岡荘（牧）を中心とする地域一帯は、文化的にも相当なレベルに達し、おそらく東国地域社会の拠点としての役割を果たしていたのではないかと思われる。牧という名称から単純に推測される内実ではないのである。

て、沼津市に現存する日枝神社創建の由来を記した『山王靈験記』（絵詞）がある。⁽¹³⁾ 同記によれば、関白藤原師通が日吉山王社の神罰により若くして重篤な病を得たため、母の源麗子が駿河国大岡荘を同社に施入し、荘内に日吉山王社を勧請して神の祟りを多少とも和らげたという。したがつて『山王靈験記』が述べるところをそのまま採れば、関白師通の時代以前、すなわち平安時代中頃に摂関家領として大岡荘が成立していたことになり、日枝神社の内外を問わず、これが長く通説として信じられてきたのは事実である。

確かに件の絵詞は重要文化財に指定されている優れた美術品であり、類似伝本中最古の作品として高い気品を保つ。しかし、古いとはいっても、本作品が描かれたのは鎌倉時代も後期の弘安十一年（正応元、一二八八）であり、実際よりも二〇〇年近く後の証言に留まる。しかも、以来長年の間には、料紙に破損や錯簡が生じた。慎重な検討が必要なゆえんである。

かつて近藤喜博氏は、この『山王靈験記』および他の浩瀚な類似伝本（久保惣記念美術館本・額川美術館本・生源寺本各『山王靈験記』の他、『続群書類從』所収『日吉山王利生記』、妙法院藏『山王絵詞』などがある）との関係を詳しく検討し、こうした日吉山王社の靈験を顕彰する動きが文永（弘安（一二六四）一二八八）の頃に高まつた事情を探つたものの、沼津日枝社本を類似伝本の底本の一部かと推定しつつも最終判断を保留し、そもそも沼津本が、最初から平町の日枝社に奉納する意図をもつて作成されたかどうかは明らかでないとした。⁽¹⁴⁾

これを踏まえ、さらに綿密な考察を加えた『沼津市誌』は、(1)沼津本の前提には前記の『日吉山王利生記』や『源平盛衰記』の記載があり、それらは麗子施入の荘園を紀伊国田中（伸）荘としている、(2)同荘と日吉本宮との関係および同荘が摂関家領であった点については他の史料に

二 大岡荘立荘時の領主

明徴があるのに、大岡荘に関してはそれが一切ない、(3)沼津本は、あくまで沼津の日枝神社に施入することを目的として作成されたのであり、大岡荘の名は日枝社の所在地との関連を示すために書き入れられたにすぎない、(4)したがって同荘を閑白師通領と解することはできない、と結論付けたのである。⁽⁵⁾

そして現在では、たとえば小松茂美氏の詳細な研究によつて、沼津日枝社伝来の『山王靈験記』は他の浩瀚な類似伝本とは異なり、単独でただ一巻、日枝社創建の由来を語る縁起としてのみ成立した経過がすでに明らかにされ、美術史学界の共通認識になつてゐるようである。⁽⁶⁾

沼津本には、どうやら、麗子が日吉山王社に寄進した莊園として、紀伊国田中荘の他にもう一荘、駿河國大岡荘の名を無理に書き加えた行文上の形跡があり、具体的に分社勧請のことをいい立てるのも、實に沼津日枝神社本だけなのである。

例を示そう。麗子の莊園寄進について、たとえば『日吉山王利生記』

第五には、「是によりて、殿下御領紀伊国田仲荘に供料を定置て、八王子講とて、今に長日不退の講演として行はるゝは此因縁也」と記し、これらとの交流が推測される『源平盛衰記』卷第四—殿下御母立願の事には、「紀伊国田中の庄は殿下の渡荘なりけれども、八王子に御寄付あり。之に依て問答講とて、今に退転なし」とある。他の類書も同趣旨で、麗子が紀伊国田中（仲）荘を日吉山王社の八王子に寄進したとする。

一方、沼津日枝社本の当該部分は、「一には永代法華講を長日に修して、供料を寄せしむと御願書をあそばされて、八王子へまいらせさせ給⁽⁷⁾」と述べるのみで、肝心の供料・寄進莊園名には触れない。ところが沼津本の末尾本文には、他本に見られない独自異文を擁する。

かの法華經は、北政所の御願として、紀伊国田仲荘の役にていまつとめる。又、供料も駿川國大岡荘の役にはじめおかれ侍りしが、

たうじ（當時）も退転し侍らずとぞうけ給。されば、かの庄にハ、日吉社をいは（斎）ひたてまつりて、おりくの祭礼、日々の□――をうつし侍りしとかや。又、長日の法華講をはじめおかれて、かの日吉社をいはひたてまつるも、かの庄役にて侍となん。

この文章は、欠損による要因もさることながら、いかにも晦渋で構文上の重複も見られる。沼津日枝社本は、實にここに至つてはじめて、しかも唐突に具体的な莊園名を持ち出す。行文の繰り返しは、本来の田仲莊に加えて大岡莊をあえて書き入れたためではなかろうか。しかも他本では、一致して田仲莊の日吉本宮八王子社への寄進を述べるに留まるのに対し、前引文では、「日吉社をいはひたてまつ」ること、すなわち各荘への勧請をことさらによく強調しているのである。

結局、これら沼津本の独自の主張は、以前から存在した日吉山王社—摂関家（麗子・師通）—同家領（殿下渡荘）紀伊国田中（仲）荘を結ぶ伝承に、強引に大岡荘と同莊域に勧請・鎮座する日枝社をこと寄せ、権門摂関家との関係を強調しつゝ創建の由來を飾り立てようとする、地方の寺社縁起の類にありがちな付会の説だと、残念ながら判断せざるをえないものである。

ただし、このような古くしかも優れた美術工芸品が、日枝社に奉納・伝來した事実は注目に値し、その歴史的意義はけつして小さくない。前述したような大岡荘の東国社会における文化的位置の高さが、ここでもまた一つ实物をもつて眼前に提示されるのである。

三 大岡荘本家職の所在

かくして大岡荘＝摂関家領とする解釈が否定された後、次に大岡荘の領主について触れる史料は、寿永三年（元暦元、一一八四）四月五日源頼朝

下文案である⁽¹⁵⁾。同文書には、平頼盛に返還する平家没官領中の旧領の一つとして「大岡庄_{駿河}」と見え、平清盛の異母弟頼盛が平安末期以来の領主、おそらくは莊務権を有する領家だつた事実が知られる。本家職の所在については、同じく本文書に「右、庄園拾柒箇所、載_二没官注文、自_レ院所_二給預_一也」とある点に注目し、これを後白河法皇に擬する説があるが、大岡莊を含む一七カ莊が院の管領下にあつたのは確かにしても、その原因が「没官」というすぐれて国家王権にかかる行為に由来するのか、本家職の掌握によつて生じたものなのかは、にわかに断定できない。

あるいは『吾妻鏡』文治四年（一一八八）六月四日条所引五月十二日後白河法皇院宣（藤原定長奉）の記載をもつて八条院（後白河法皇の妹）領と見なす立場があるが、そうした理解には、文書への記入形式にかかる史料解釈上の困難が認められる点、すでにこれまで『沼津市誌』が説く通りである。いさざか長文に亘るが、まずは全文を掲げる。

相模国大井庄事

延勝寺領也。於_二年貢_一者、早可_レ進_二寺家_一。

上総国伊隅庄事

金剛心院領也。於_二年貢_一者、早可_レ進_二納寺家_一。

此外、不_レ進_二年貢_一之所々、寺家所_二注進_一也。仍相副也。

蓮花王院領伊豆国狩野庄
同領常陸国中郡庄

以上両庄、年貢注文遣_レ之。此外不_レ進_二年貢_一之所々、寺家所_二注進_一也。

上総国菅生庄

前撰政家領也。年貢注文遣_レ之。

下野国中泉 中村 塩谷

相模国早河庄事

已上三ヶ所、同家領也。年貢可_レ沙汰送棟範許_一之由、先日申上之時、聞召畢。

八条院領

信濃国大井庄

常陸国村田 田中 下庄村

同 国志太庄

下総国下河辺庄

越後国大面庄

此旨早可_レ被_レ仰_二含維清_一（候）也。⁽²⁰⁾

相模国山内庄

武藏国大田庄

駿河国益頭庄

同 国大岡牧

同 国富士神領

信濃国伊賀良庄

以上、件庄領年貢、或先々注遣、或本文書紛失。平家時分、令致_二自由沙汰_一事も候き。又不知_二庄大小_一、増進事も候き。子細庄家皆存知歟。委搜可_レ令_二計沙汰_一。益頭庄事も、彼邊同事と思食て、被_レ仰_二能保朝臣_一候き。時政地頭にて、他人沙汰不可_レ入之様に聞召しかば、言上不_レ及_二沙汰_一。如_レ比事、只可_レ計沙汰_一之由、可_レ被_レ仰也。

遠江国笠原庄

斎院御方、年貢可_レ沙汰進_一之由、被_レ下_二知之地頭_一之条、尤神妙。

但毎事不法之由聞召。雖_レ有_二他御領_一、殊令_レ相_二伝之_一給之所、只彼御庄也。加_二推察_一沙汰宜歟。

播磨国景時知行所々事

任申状、可有御沙汰也。景時奉為君有忠之由聞召き。又在京之時なども殊有其忠歟。委不聞召及郎従等之狼藉にても候覧。如比令申候之間、御本意之由候也。

五ヶ庄事聞食畢。福田庄・西下郷・大部郷、任申状可有御沙汰。

備前国宇甘郷事

委尋搜之条尤神妙。以比旨、被仰沙汰畢。役夫工米料、国々庄々注文事可給行事弁候。

大内守護事

頼兼申状、尤不便。他人結番可被守護歟。只可被申攝政殿。

一条院御領事

未被注申候。追可遣歟。

早河庄事

未申左右。

以前条々、以此趣、可被計遣之由、御氣色候歟。恐々謹言。

五月十二日

権右中弁

確かに一見の範囲内では、「八条院領」とする標記は、「信濃国大井庄」以下、「信濃国伊賀良庄」まですべてに及ぶよう思えるが、前半の莊々のほとんどが他の史料からも八条院領と確認できるのに対し、「相模国山内庄」以下は八条院領とする明徴がないどころか、むしろ他領たる証拠を備えるものの方が多い。^㉑ すなわち、「八条院領」は前半の莊々を指し、「大岡牧」を含む後半の四カ国六莊は別グループと考えねばならない。

結句、「大井庄」以下「大面庄」までを八条院領として認め、「此旨早

可被仰含維清也」とするところまでが一つの段落であり、「山内庄」以下は本来一字分上から記されていたはずの所々で、それらを北条時政地頭分として括し法皇の意向を伝えたもの、とした『沼津市誌』の主

張は、まさしく真相を穿つた卓見だと了承される。ただ、かかる書式上の問題は、承前の限りでは、文書内容の分析・照合の結果から導かれる推測でしかない。しかし、『吾妻鏡』に収録された文書の原本あるいは案文・写の所在が他に確認できないまとなつては、これを実証するの是不可能に近い。せめて『吾妻鏡』自体にテキスト・クリティーキーの方法を適用してみてはとも思うが、本書の伝来は極めて特殊な経過をたどつており、その効果も期待できないのである。

ともかく大岡莊を八条院領とする従来の論拠は否定された。が、だからといって大岡莊の本家が八条院だった歴史的 possibilityまで、完全に排除されたわけではない。何故なら平頼盛と八条院とは、きわめて密接な関係にあつた。すなわち、頼盛の妻とその母は、母子二代に亘つて八条院の女房を勤め、母は女院の乳母、娘は乳母子であつた。かかる関係から頼盛は、八条院の後見をもつて任じており、領家頼盛の本家として女院があること自体は、可能性として否定しがたいところがある。

繰り返しになるが、叙上、大岡莊の上級領主権に関して確實にいえるのは、領家が平頼盛であつたという事実のみに帰するけれども、実はそれこそが平安末期の在地社会における政治状況に甚大な影響を与え、やがて源頼朝挙兵に大きな影を落とす結果になる。具体的に私は、機会を捉えて論じてきましたが、前の『沼津市史』でも若干補足することころがあつた。本稿における再述は避け、各々の場に委ねることとしたい。

おわりに

以上、第一節では牧の方の出身を京都の貴族社会とする卑見を補強し、第二節では大岡莊の初期領主を撰閥家とする説を否定、第三節においては、領家平頼盛の上級領主（本家）を八条院と解するのは、少なくとも

史料上は認められない旨を主張した。第一節の考察は『閑谷集』の作者にかかる新説を吸収、第二・三節ではすでに『沼津市誌』で論証済みの

命題を再評価したにすぎないが、それでも行論中若干の論点・事実を付け加えるところがあつたと考へる。

ただ、後段における主張の先にある文治莊郷地頭制、なかんずく没官領地頭の成立をめぐる論争には一時期ほどの活気が見られない。私はかつて該問題について、「これ以上論を進めるには、どうしても、平家没官領個々の変遷を具体的に明らかにし、その成果の集積の上に立つて、今一度この奉書に帰るという道筋をたどらねばならない。また、没官領注文に記載された莊領を、現存史料のうちから拾い集めるのも、有益かつ可能な作業と思う。没官領・謀叛人所帶跡地頭や莊郷地頭制成立への言及は、すべてその後の課題としておきたい」と述べた。^③ 作業過程の一つと認知いただければ幸である。

それにして、福田以久夫氏によるこの優れた論稿が、長い間、世に出なかつたのがつくづく惜しまれる。本人が認めるように、「いわゆる学界向け」ではなく「市史や市史補充の小雑誌など」という発表の場に制約されたのであろう。著書に再録されてはじめて斯界の注意を促すところとなつた。^④ かつて故安田元久氏が主宰された『御家人制研究会』の会合などで蒙つた学恩を回顧し、いまや鬼籍に入られた福田氏のご冥福を、この場を借りてお祈りする。

続いて併記するには憚りがあるが、川嶋將生教授には来る三月もつて立命館大学の定年を迎える。川嶋先生はお人柄というべきか、定年にともなう公式行事を一切固辞され、本誌も通常の退職記念特集号の形式を踏まず、「日本史小特集」とすることによってやくご了承を得た。小論は不出来ながら、自分としては珍しく美術品に触れた考察であり、教授が専門とする分野の一部にかかる作として捧げ、もつて多年・多

方に及ぶご貢献と業績とに、深い謝意と敬意とを表したい。

注

- ① 以上に関係する主な拙稿を列挙すれば、以下の通り。a 「国司の土着と武士団の形成」（『静岡県史 通史編1 原始・古代』第三編第五章、静岡県、一九九四年）、b 「牧の方の出身と政治的位置—池禪尼と頼朝と—」（上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年）、c 「地域の武士社会と政権」（『県史22』静岡県の歴史）第二章、山川出版社、一九九八年）。特に、北条時政をめぐる諸問題については、d 「北条時政の出身—北条時定・源頼朝との確執—」（『立命館文学』五〇〇号、一九八七年）を加えて参照願いたい。

- ② 拙稿「莊園制の確立と武士社会の到来」（『沼津市史 通史編 原始・古代・中世』第二編第五章、沼津市、二〇〇五年三月〈実際の刊行は二〇〇六年七月〉）。

- ③ いま、この間の関係と議論の状況を詳細に述べる暇がない。相当精確に整理・俯瞰した論文として、さしあたり、石井進「平家没官領と鎌倉幕府」（『中世の窓』同人編『論集中世の窓』吉川弘文館、一九九七年。のち、石井進著作集刊行会編『石井進著作集 第二巻 鎌倉幕府論』岩波書店、二〇〇四年、に収録）を参照。なお、顧みて不十分な点が眼につく作品ではあるが、かつて私も関係する拙文「鎌倉政権の成立」（『歴史公論』二巻七号、一九七六年）を公表したことがある。

- ④ 細川重雄・本郷和人「北条得宗家成立試論」（東京大学史料編纂所『研究紀要』第一一号、二〇〇一年）二・三頁。

- ⑤ 野口実「『京武者』の東国進出とその本拠地について—大井・品川氏と北条氏を中心に—」（京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第一九号）六六頁。

- ⑥ 以上、『吾妻鏡』建久二年十一月十二日条、『愚管抄』卷第六順徳。

- ⑦ 多賀宗隼「平家物語と平頼盛一家」（『国語と国文学』第四八卷第九号、一九七一年）。また近年の研究では、佐々木紀一「池殿の末裔」（『国語国文』第六九卷第一〇号、二〇〇〇年）なども要参考。

- ⑧ 『吾妻鏡』文治四年六月四日条所収（同年）五月十二日後白河法皇院

宣（『鎌倉遺文』三二七号）。なお、後述参照。

⑨ 浅見和彦「『閑谷集』の作者」（有吉保編『和歌文学の伝統』角川書店、一九九七年）。

⑩ 加藤秀行「『閑谷集』作者とその周辺—駿河・伊豆とのかかわり—」（『国文学踏査』通巻一三号、一九八四年）五二頁。

⑪ まずは、『続群書類従』本を底本としたという、加藤秀行「『閑谷集』注釈」（『国文学踏査』通巻一四号、一九八六年）参照。

⑫ 「裾野市史 第一巻 資料編 考古」（裾野市、一九九二年）五一三頁

⑬ 静岡県沼津市平町日枝神社所蔵、東京国立博物館寄託。なお、本絵巻以下。

⑭ 近藤喜博「山王靈験記とその成立年代」（『国華』七七一・七七二号、一九五六年）。

⑮ 「沼津市誌 上巻」（沼津市、一九六一年）二八五～二九五頁。関係部分は、のち、「岡野馬牧と大岡庄」と題して、福田以久夫『駿河相模の武家社会』（清文堂出版、一九七六年）に収録。

⑯ 小松茂美「『山王靈験記』の盛行」（註⑯引用書所収）。また、下坂守「『山王靈験記』の成立と改変」（『京都国立博物館学叢』一一号、一九八九年）参照。

⑰ 引用ゴシック体は、破損・欠失部分を小松茂美氏の推測（前註参照）

により補つたもの。以下同。

⑱ 「久我家文書」所収（『平安遺文』四一五一号）。なお、『吾妻鏡』元暦元年四月六日条参照。

⑲ 「沼津市誌 上巻」（前掲）二九六～三〇二頁。その他、註⑯参照。

⑳ 本行、新訂増補国史大系本が「候」と記す部分を吉川本は「維清」とする。いま吉川本に従う。

㉑ 関係各荘の領主については、必ずしもすべてが一致した見解に到達しているわけではないが、『沼津市誌 上巻』（前掲）、上横手雅敬「莊郷地頭制の成立」（『日本中世政治史研究』第二章第四節、塙書房、一九七〇年）、註⑬所引論文、その他が関説する。ただし、大岡荘を後白河院領とする見解には、本論文の趣旨に照らして従えないが、実質的に後白河の進止下にあつた可能性まで、直ちに否定するものではない。

㉒ 益田宗「吾妻鏡の本文批判のための覚書—吾妻鏡と明月記との関係—」（『東京大学史料編纂所報』六号、一九七一年）一一一頁、同「吾妻鏡の伝来について」（『中世の窓』同人編『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年）等参照。

㉓ 註⑬所引拙稿五三頁。

㉔ 以上、註⑯所引福田『駿河相模の武家社会』「まえがき」二頁、註⑬所引石井論文三六頁。

（本学文学部教授）